鳥取県採石条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月17日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県条例第67号

鳥取県採石条例の一部を改正する条例

鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に 対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。) が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しな い場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存 在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示、削除条項等並びに別表の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示、追加条項等並びに別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下「移動別表」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下「移動後別表」という。)が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には、当該移動後別表を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後

(目的)

(目的)

第1条 この条例は、採石法(昭和25年法律第291号。 以下「法」という。)、採石法施行令(<u>昭和46年</u>政 令第279号)及び採石法施行規則(昭和26年通商産 業省令第6号)に定めるもののほか、採石業者が遵 守すべき事項、知事がその指導監督を行う際の基準 等を定め、もって、採石に伴う災害を防止し、併せ て採石業の健全な発達を図ることを目的とする。

(県の責務)

第3条 県は、採石に関係する法令、この条例及び<u>こ</u> <u>の条例に基づく規則</u>(以下「関係規程」という。) に定める基準に基づき、採石業者に対して適切な指 導監督を行い、採石に伴う災害を防止し、採石業の 健全な発達を図るものとする。

(採石業者の義務)

第4条 略

2 採石業者は、採石場(法第33条に規定する岩石採

第1条 この条例は、採石法(昭和25年法律第291号。 以下「法」という。)、採石法施行令(<u>昭和25年</u>政 令第279号)及び採石法施行規則(昭和26年通商産 業省令第6号)に定めるもののほか、採石業者が遵 守すべき事項、知事がその指導監督を行う際の基準 等を定め、もって、採石に伴う災害を防止し、併せ て採石業の健全な発達を図ることを目的とする。

改正

前

(県の責務)

第3条 県は、採石に関係する法令、この条例及び<u>採</u> 石に関するその他の規程(以下「関係規程」という。) に定める基準に基づき、採石業者に対して適切な指 導監督を行い、採石に伴う災害を防止し、採石業の 健全な発達を図るものとする。

(採石業者の責務)

第4条 略

取場をいう。以下同じ。) の区域内にポリ塩化ビフ エニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置 法(平成13年法律第65号)第2条第1項に規定する ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管してはならない。

3 採石業者は、採石場において災害が発生したとき は、直ちに、その災害の状況を知事(地方自治法(昭 和22年法律第67号) 第153条第1項の規定により知 事の権限に属する事務が委任されている場合にあっ ては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例(平成 6年鳥取県条例第5号) 第1条の規定により設置さ れる県土整備部の長、鳥取県総合事務所設置条例(平 成15年鳥取県条例第40号) 第1条の規定により設置 される総合事務所の長又は同部を構成する内部組織 の長。以下同じ。) に報告しなければならない。

(採石認可の基準)

第5条 略

- るほか、<u>別表第1</u>に定める基準に従って行うものと する。
- 3 知事は、採石認可を行おうとする場合において、 認可申請に係る採石場が次の各号のいずれかに該当 するときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策審議 会の意見を聴くものとする。

(1)及び(2) 略

(跡地の防災措置の履行確保)

- る条件に適合し、採石の跡地について採石を行った ことにより生ずる災害を防止するため必要な措置 (以下「跡地の防災措置」という。) を確実に行う と見込まれる場合でなければ、採石認可をしないも のとする。
 - (1) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知 事から採石認可を受けた採石場であって当該認可 申請をする際現に採石を行っているものがあると きは、その中に当該採石場について採石を行った ため災害が発生する可能性が高まっているものが ないこと。
 - (2) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知 事から採石認可を受けた採石場であって既に採石 のための掘削が終了しているものがあるときは、 その中に当該採石場の跡地の防災措置が行われて いないものがないこと。

(採石認可の基準)

第5条 略

- 2 前項の審査は、法第33条の4及び次条の規定によ 2 前項の審査は、法第33条の4及び次条の規定によ るほか、別表に定める基準に従って行うものとする。
 - 3 知事は、採石認可を行おうとする場合において、 認可申請に係る採石場(法第33条に規定する岩石採 取場をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに 該当するときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対策 審議会の意見を聴くものとする。

(1)及び(2) 略

(跡地の防災措置の履行確保)

- 第6条 知事は、認可申請をした採石業者が次に掲げ 第6条 知事は、認可申請をした採石業者が次に掲げ る条件に適合し、採石の跡地について採石を行った ことにより生ずる災害を防止するため必要な措置 (以下「跡地の防災措置」という。) を確実に行う と見込まれる場合でなければ、採石認可をしないも のとする。
 - (1) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知 事から採取認可を受けた他の採石場であって当該 認可申請をする際現に採石を行っているものがあ るときは、その中に当該採石場について採石を行 ったため災害が発生する可能性が高まっているも のがないこと。
 - (2) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知 事から採石認可を受けた他の採石場であって既に 採石のための掘削が終了しているものがあるとき は、その中に当該採石場の跡地の防災措置が行わ れていないものがないこと。

(3) 当該採石業者が跡地の防災措置を行うために 必要な資金を確保できること。

(4) 略

2 知事は、跡地の防災措置のうち緑化について採石 業者が配慮すべき事項に関する指針を定め、公表す ることができる。

(変更認可等)

- 第7条 法第33条の5第1項ただし書に規定する軽微 第7条 採石業者は、法第33条の5第1項の規定によ な変更は、別表第2のとおりとする。
- 2 法第33条の5第1項本文の規定による変更の認可 2 採石業者は、法第33条の5第1項ただし書の経済 に係る審査は、同条第3項において準用する法第33 条の4及び前条の規定によるほか、別表第1に定め る基準に従って行うものとする。
- 更の認可を行おうとする場合において、当該変更が 次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ 鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものとす る。

 $(1)\sim(3)$ 略

(変更命令)

第8条 知事は、認可計画に基づいて行われている岩 石の採取が別表第1に定める基準を満たしていない 場合において、認可計画を変更すべきであると認め るときは、当該採石業者に対し、法第33条の9の規 定に基づき、当該認可計画を変更するよう命ずるこ とができる。

(認可計画の不遵守等に対する監督命令)

- いと認めた場合において、次の各号のいずれにも該 当しないときは、当該採石業者に対し、当該不遵守 に係る事項を速やかに認可計画に適合させるための 計画(以下「改善計画」という。)の提出を命ずる ものとする。
 - (1) 災害が発生する可能性が高まっていると認め られるため、法第33条の13第1項の規定に基づく

(3) 略

(変更認可等)

- る変更の認可を受けようとするときは、当該変更が 採石の期間の延長に係るものである場合にあっては 当該期間が満了する日の2月前までに、その他の場 合にあっては当該変更を行おうとする日の2月前ま でに、知事に申請しなければならない。
- 産業省令で定める軽微な変更を行おうとするとき は、当該変更を行おうとする日の7日前までに、同 条第2項の規定により知事に届け出なければならな
- 3 知事は、法第33条の5第1項本文の規定による変 3 知事は、第1項に規定する変更の認可を行おうと する場合において、当該変更が次の各号のいずれか に該当するときは、あらかじめ鳥取県採石場安全対 策審議会の意見を聴くものとする。

 $(1)\sim(3)$ 略

(認可計画の不遵守等に対する指導監督)

第9条 知事は、採石業者が認可計画を遵守していな 第8条 知事は、採石業者が認可計画を遵守していな いことを確認したとき(次条第3号又は第4号に該 当するときを除く。) は、必要に応じて、当該採石 業者に対して、当該不遵守に係る事項を速やかに認 可計画に適合するよう改善するための計画(以下「改 善計画」という。) を提出するよう、当該確認をし た日から起算して3日以内に指導するものとする。

命令をするとき。

- (2) 次のいずれかに該当するため、法第33条の13 第2項の規定に基づく命令をするとき。
 - ア 認可計画に定める保全区域(隣接地との境界 から掘削区域までの間に、災害の防止のために 確保する掘削をしない区域をいう。以下同じ。) を掘削したこと。
 - イ 認可計画に定める最終掘削面を超えて掘削 し、その超える区域が認可計画に定める掘削区 域の3割に相当する面積以上であること。
 - ウ その他規則で定める重大な認可計画の不遵守 が認められること。
- (3) 前条の規定に該当するため、法第33条の9の 規定に基づく命令をするとき。
- 石業者は、当該提出を命ぜられた日から起算して7 日以内に、当該改善計画を知事に提出しなければな らない。
- を提出したときは、当該提出を受けた日から起算し て5日以内に、これを承認し、又は5日以内の期限 を付して補正を命ずるものとする。
- 第10条 知事は、採石業者が次の各号のいずれかに該 第9条 知事は、採石業を行う者が次のいずれかに該 当するときは、当該採石業者に対し、法第33条の13 第2項の規定に基づき、採石に伴う災害の防止のた めに必要な措置をとるよう命ずるものとする。

- (1) 前条第2項の規定による改善計画の提出をし なかったとき。
- (2) 前条第2項の規定により提出された改善計画 (同条第3項の規定により命ぜられた改善計画の 補正をしたときは、その補正後のもの) に従って 不遵守に係る事項を認可計画に適合させなかった とき。

- 2 前項の規定により改善計画の提出を命ぜられた採 2 前項の規定に基づく指導を受けた採石業者は、当 該指導のあった日から起算して7日以内に、当該指 <u>導に係る</u>改善計画を知事に提出しなければならな
- 3 知事は、採石業者が前項の規定に基づき改善計画 3 知事は、採石業者が前項の規定に基づき改善計画 を提出したときは、当該提出を受けた日から起算し て5日以内に、これを承認し、又は5日以内の期限 を付して補正を命じるものとする。
 - 当するときは、当該採石業を行う者に対して、法第 33条の13第2項の規定に基づき、採石に伴う災害の 防止のために必要な措置をとるよう命じるものとす る。
 - (1) 業者登録を受けないで採石を行ったとき。
 - (2) 採石認可を受けないで採石を行ったとき。
 - (3) 認可計画に定める掘削区域外の土地を当該掘 削区域の面積の3割に相当する面積を超えて採石 を行ったとき。
 - (4) 認可計画に定めた事項のうち、別表の6の項 に定める事項を遵守しないで採石を行ったため、 災害が発生する可能性が高まっていると認められ るとき。
 - (5) 前条第2項の規定に基づく改善計画の提出を せず、又は改善計画に従って改善をしなかったと き。

- の補正をしなかったとき。
- 2 知事は、採石業者が第4条第2項の規定に違反し ていると認めたときは、当該採石業者に対し、法第 33条の13第1項の規定に基づき、第4条第2項に規 定する廃棄物を採石場の区域外に搬出するよう命ず るものとする。
- じめ鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くもの とする。

(業務報告等)

第11条 略

2~5 略

6 知事は、前項の規定による立入検査により、当該 6 知事は、前項の規定による立入検査により、当該 採石業者が法第32条の8又は第33条の10に規定する 場合に該当することとなっていることが確認された ときは、速やかに、法第32条の11の規定に基づきそ の業者登録を消除し、又は当該採石業者に対して法 第33条の13若しくは第33条の17の規定に基づき災害 の防止のために必要な措置若しくは設備をするよう 命ずるものとする。

7 略

(鳥取県採石場安全対策審議会)

- 第12条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県採石|第11条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県採石 場安全対策審議会(以下「審議会」という。)を設
 - (1) 第5条第3項、第7条第3項、<u>第10条第3項</u> 及び前条第7項の規定により、知事に意見を述べ ること。

(2) 略

- 2 略
- 3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要 があるときは、特別委員を置くことができる。
- 学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 略
- 6 略
- 7 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項 5 略 の調査審議が終了したときは、解任されるものとす る。
- 8 略

(3) 前条第3項の規定により命ぜられた改善計画 (6) 前条第3項の規定に基づき命じられた改善計 画の補正をしなかったとき。

3 知事は、第1項の規定により命令を行おうとする 2 知事は、前項の規定により命令を行おうとする場 場合において、必要があると認めるときは、あらか 合において、必要があると認めるときは、あらかじ め鳥取県採石場安全対策審議会の意見を聴くものと する。

(業務報告等)

第10条 略

 $2 \sim 5$ 略

採石業者が法第32条の8又は第33条の10に規定する 場合に該当することとなっていることが確認された ときは、速やかに、法第32条の11の規定に基づきそ の業者登録を消除し、又は当該採石業者に対して法 第33条の13若しくは第33条の17の規定に基づき災害 の防止のために必要な措置若しくは設備をするよう 命じるものとする。

7 略

(鳥取県採石場安全対策審議会)

- 場安全対策審議会(以下「審議会」という。)を設 置する。
- (1) 第5条第3項、第7条第3項、第9条第2項 及び前条第7項の規定により、知事に意見を述べ ること。
- (2) 略

2 略

- <u>4</u> 委員<u>及び特別委員</u>は、採石、地質、環境等に関し、<u>3</u> 委員は、採石、地質、環境等に関し、学識経験を 有する者のうちから知事が任命する。
 - 4 略

 - <u>6</u> 略

(認可状況の公表)

の規定による変更の認可を含む。)をしたときは、 速やかに公表するものとする。

別表第1 (第5条、第7条、第8条関係) 採石認可の基準

項目	基準
1 採石場の区域	(1)及び(2) 略 (3) 採石場の区域と隣接地と の境界及び掘削区域と保全区 域との境界が、規則で定める 適切な方法により明示されて いること。

(同条第3項の規定により

(認可状況の公表)

<u>第13条</u> 知事は、採石認可(法<u>第33条の5第1項本文</u><u>第12条</u> 知事は、採石認可(法<u>第33条の5第1項</u>の規 定による変更の認可を含む。)をしたときは、速や かに公表するものとする。

(権限の委任)

第13条 この条例に規定する知事の権限に属する事務 は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条の 規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権 限に属する事務を処理するための組織を構成する機 関の長に委任する。

別表(第5条関係)

採石認可の基準

項目	基準
1 採石場の区域	(1)及び(2) 略 (3) 採石場の区域と隣接地との境界及び掘削区域と保全区域(隣接地との境界から掘削区域までの間に、災害の防止のために確保する掘削をしない区域をいう。以下同じ。)との境界が、規則で定める適切な方法により明示されていること。
	(1)及び(2) 略 (3) 採取の期間は、 <u>知事が特に必要と認める場合を除き、</u> <u>5年</u> を超えないものとし、採取をする岩石の数量に応じ、採石及び跡地の防災措置が適切に行えるものであること。

	命ぜられた改善計画の補正			
	をしたときは、その補正後			
	のもの) に従って不遵守に			
	係る事項を認可計画に適合			
	させたこと。			
	づく命令を受けず、又は当			
	該命令を受けた場合にあっ			
	ては、その命令に従ったこ			
	<u>と。</u> -			
	<u>ウ</u> 法第33条の13の規定に基			
	づく命令を受けず、又は当			
	該命令を受けた場合にあっ			
	ては、その命令に従ったこ			
	<u>と。</u>			
			:	
3及び4 略			3及び4 略	
5 <u>採取</u> の方法	略		5 <u>採石</u> の方法	略
及び採取のた			<u> </u>	
めの設備その			めの設備その	
他の施設に関			他の施設に関	
する事項			する事項	
c 極工)を似る	(1) 校工相,の間は老四月の		c 松子) z W き	(1) 校工用,の間は老以前の
	(1) 採石場への関係者以外の			(1) 採石場への関係者以外の
災害の防止の			災害の防止の	
ための方法及			ための方法及	
び施設に関す	いう。以下同じ。)、廃土又		び施設に関す	
る事項	は廃石の流出等の防止、保全		る事項	廃石の流出等の防止、保全区
	区域の設定、火薬の使用、採			域の設定、火薬の使用、採取
	取をした岩石の管理等につい			をした岩石の管理等について、
	て、次に掲げる事項が定めら			次に掲げる事項が定められて
	れていること。			いること。
	ア及びイ 略			ア及びイ 略
	ウ 掘削区域と隣接地の境界			ウ 掘削区域と隣接地の境界
	との間における保全区域の			との間における保全区域の
	幅は、掘削区域の最も低い			幅は、掘削に伴う隣接地の
	場所と最も高い場所の高低			土砂崩れ等を防ぐため、隣
	差及び隣接地の利用状況に			接地の利用状況に応じて5
	<u>定及の</u> 解及地の利用状況に 応じて5メートル以上で規			メートル以上で規則で定め
	則で定める距離以上とする			る距離以上とすること。た
	こと。ただし、防災上支障			だし、防災上支障がないと
	がないと知事が認めるとき			知事が認めるときは、この
	は、この限りでない。			限りでない。
	工及びオ 略			工及びオ 略

カ 表土の除去は、採石のた めの掘削に先行して行うこ と。

キ~ソ 略

- (2) 略
- (3) 汚濁水の採石場の区域外 への流出の防止について、次 に掲げる事項が定められてい ること。

ア及びイ 略

(4) 略

7 廃土又は廃

廃土又は廃石(除去をした表 石の堆積の方 土を含む。以下同じ。) の堆積 の方法、堆積場の設置場所等に ついて、次に掲げる事項が定め られていること。

ア及びイ 略

ウ 堆積場内に水が流入する ときは、十分な通水能力を 有する排水路その他の知事 が適当と認める施設を設置 するとともに、知事が必要 と認めるときは、汚濁水処 理施設を設置すること。

エ~キ 略

の処理の方法

- 8 脱水ケーキ (1) 脱水ケーキ (採取をした) 岩石の脱水処理に伴って生ず る湿状の岩石粉をいう。以下 同じ。)を採石場の区域内に堆 積するときは、堆積物の強度 の向上を図るため、排水性の よい廃土若しくは廃石と混合 し、又は交互に積み上げると ともに、堆積の方法、堆積の 設置場所等について、7の項 の基準の欄のアからキまでに 掲げる事項が定められている こと。
 - (2) 脱水ケーキの処理に当た っては、廃棄物の処理及び清

カ 表土の除去は、採石のた めの掘削を行う箇所の外周 部についても、水平距離で 10メートル以上の幅にわた って行うこと。

キ~ソ 略

- (2) 略
- (3) 汚濁した水の採石場の区 域外への流出の防止について、 次に掲げる事項が定められて いること。

ア及びイ 略

(4) 略

7 廃土又は廃 廃土又は廃石(除去をした表 石の堆積の方 土を含む。以下同じ。)の堆積 の方法、堆積場の設置場所等に ついて、次に掲げる事項が定め られていること。

ア及びイ 略

ウ 堆積場内に水が流入する ときは、十分な通水能力を 有する排水路その他の知事 が適当と認める施設を設置 するとともに、知事が必要 と認めるときは、汚濁した 水の処理施設を設置するこ と。

エ~キ 略

掃に関する法律(昭和45年法 律第137号)第2条第4項に 規定する産業廃棄物に該当し ないものを除き、同法の規定 に従って処理すること。

別表第2 (第7条関係)

認可計画の軽微な変更

前司司回の程限な及文				
項目	基準			
1 採石場の区域	 (1) 別表第1の基準の範囲内における当該採石場の区域の縮小 (2) 所有権その他当該採石場の区域内の土地に関する権利の変動 (3) 当該採石場の区域内の土地の地目の変更 (4) 当該採石場の区域内の土地に係る分筆又は合筆 			
岩石の種類及	(1) 採取をする岩石の数量の 減少(2) 採取の期間の短縮			
3 採取をする 岩石の用途	製品別内訳の変更			
4 採取の方法 及び採取のた めの設備その 他の施設に関 する事項	採取の期間内での工程の変更			
5 採石に伴う 災害の防止の ための方法及 び施設に関す る事項	(1) 別表第1の基準の範囲内における掘削区域の縮小(2) 別表第1の基準の範囲内における掘削勾配の緩和(採取をする岩石の数量が減少する場合に限る。)			

- (3) 別表第1の基準の範囲内における掘削用機械の数の増減、破砕若しくは選別のための施設、運搬用機械若しくは洗浄のための施設の位置の変更又はそれらの機械若しくは施設の規模若しくは能力の変更
- (4) 別表第1の基準の範囲内 における汚濁水処理施設、沈 砂池、沈殿池その他の施設の 能力の向上
- (5) 別表第1の基準の範囲 内、かつ、採石場の区域内に おける製品の堆積場所の変更
- (6) 採石場の区域内における 掘削のための作業の用に供す る道路の位置の変更
- (7) 法第32条の2第1項第2 号の業務管理者の変更

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県採石条例第6条第1項、第7条第2項及び別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の採石法(昭和25年法律第291号)第33条の認可及び同法第33条の5第1項本文の規定による変更の認可について適用する。
- 3 改正後の鳥取県採石条例第7条第1項及び別表第2の規定は、施行日以後の採石法第33条の8に規定する認可採取計画の変更について適用する。